

Q & A (豊田市版)

豊田市役所 市民福祉部 障がい福祉課
平成26年7月発行

利用について

Q1 サービスによって、利用できる量の目安がありますか？

A1 あります。「サービスの概要及び支給決定基準」をご覧ください。
実際には、個々の家庭の状況等によりその支給される量は異なってきますが、利用できる量の目安として考えてください。

Q2 居宅介護サービスの申請を初めてしました。利用できるまでにどれくらいかかりますか？

A2 おおよそ、ひと月くらいかかります。
サービスの支給申請後、自宅等へ調査員が訪問し、ご本人の状況等の聞き取り調査を行います。また申請されたサービスの種類に応じて主治医の意見を聞くことがあります。調査や医師の意見をもとに、会議で検討して市が支給を決定します。

Q3 サービスを受給するにはサービス等利用計画が必要だと聞きました。利用計画とは何ですか？

A3 障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用されるときは、「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」が必要となります。
障がい福祉サービス（障がい児通所支援）を利用される方が、地域で生活していくときに必要となる、さまざまなサービス等を上手に活用するために作る計画です。
その内容は、市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際のサービス利用時には関係機関の「共通の目標」となります。
ただし、移動支援や日中短期入所などの「地域生活支援事業」のみの利用の場合は、必要ありません。

Q4

サービス等利用計画は誰が作ってくれますか？

A4

計画は、市が指定する「相談支援事業者」の職員が作成します。
もしくは、相談支援事業者に頼まず、ご自身、ご家族で利用計画（セルフプラン）を作ること您也可以。

Q5

サービス等利用計画を作成してもらうと自己負担はありますか？

A5

計画の作成に利用者負担はありません。
作成する相談支援事業者には、市から報酬（給付費）が計画作成時及びモニタリング（計画内容の見直し）時に支払われます。

Q6

移動支援のサービスを申請したいと思っています。療育手帳を取得している小学生ですが、月にどれくらい支給してもらえますか？

A6

スケジュール等による必要量としています。
市では目安量として、小学生は通常月15時間を基準としています。スケジュールを立てる際の参考にしてください。

【外出支援の目安量】

18歳以上	30時間（上限目安50時間）
学齢児	15時間
未就学児	5時間

Q7

夏休みなどの長期休暇中は利用できる量を増やすことができますか？

A7

可能です。
変更申請書の提出が必要です。長期休暇終了後にもとの支給量に戻ります。目安として夏休みは支給量の2倍、春休み・冬休みは1.5倍まで増やすことができます。なお、卒業年度で3月が1か月お休みとなってしまうような場合には、支給量の2倍まで増やすことができます。

Q8

長期休暇で支給決定量を増やしましたが、受給者証はどのようになりますか？

A8

支給量を変更した受給者証を送付します。ただし、長期休暇後の支給量を戻した受給者証は送付しません。支給量を変更した受給者証に長期休暇後の支給量が記載してありますので、確認をお願いします。また、利用される事業所へ受給者証を提示してください。

Q9

受給者証と一緒に緑色の「受給者手帳」が届きました。「受給者手帳」はどうすればいいですか？

A9

受給者手帳は、サービス提供事業者とサービスの利用契約を行った際に、契約した事業者が契約内容を記載します。受給者証とあわせて提示してください。

また、契約量を変更したり、契約を終了した際にも事業者に記載してもらう必要があります。

短期入所・日中短期入所の支給決定を受けている場合は、利用の際にサービス提供した事業者が利用内容を記載する必要がありますので、受給者証と受給者手帳を提示してください。

Q10

受給者手帳の記載がいっぱいになったのですが、どうすればいいですか？

A10

新しい「受給者手帳」をお渡ししますので、障がい福祉課までご連絡ください。

新しい「受給者手帳」には、現在契約中の事業者に契約内容を転記してもらうようお願いしてください。

Q11

卒業式後の春休み中から生活介護を利用予定の卒業生ですが、生活介護に通わない日に放課後等デイサービスを利用したいのですが、可能ですか？

A11

利用できません。

児童福祉法上、生活介護等の「者」向けのサービスを受給できる利用者については放課後等デイサービスの利用を認めない、とあるためです。

Q12

マイナス

生活介護などの支給決定において、支給量が「当該月の日数 - 8日」とありますが、具体的には何日になりますか？

A12

生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、デイ型地域活動支援事業、地域活動支援センターⅢ型において、「当該月の日数-8日」という支給量で支給決定することがあります。これは、月の平日に利用することを想定し、月に4回土日をはさむとして、「土日の2日間×4回」で、合計8日間を月の日数から引いた日数を示します。

また、療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（グループホーム）については、「当該月の日数」という支給量で支給決定することがあります。具体的な日数については、下記の表を参照してください。

月	当該月の日数-8日	当該月の日数
1月	23日	31日
2月	20日	28日
うるう年の2月	21日	29日
3月	23日	31日
4月	22日	30日
5月	23日	31日
6月	22日	30日
7月	23日	31日
8月	23日	31日
9月	22日	30日
10月	23日	31日
11月	22日	30日
12月	23日	31日

介護保険との適用関係

Q13

介護保険サービスと障がい福祉サービスとでは、介護保険サービスが優先されるとの話を聞きました。介護保険の対象となる方は障がい福祉サービスを受給することはできないのでしょうか？

A13

介護保険サービスと障がい福祉サービスとでは介護保険サービスが優先されます。また、介護保険サービスが利用可能な障がい者が介護保険の要介護認定を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明させていただき、要介護認定の申請をするようご案内をしています。

しかし、当該サービスの利用について介護保険サービスが受けられないなどの場合には、障がい福祉サービスにて支給決定することができます。

具体的には、以下のケースに該当する場合に受給することができます。

・介護保険サービスには相当するサービスがない場合

行動援護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、移動支援、同行援護、共同生活援助については、介護保険サービスには相当するサービスがありませんので、障がい福祉サービスにて支給決定を行います。

・在宅の障がい者で介護保険サービスの提供量だけでは、支援が不足していると判断される場合

在宅の障がい者で、申請に係る障がい福祉サービスについて市が必要であると認める支給量が、介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付だけでは確保することができないと認められる場合は、当該障がい福祉サービスを支給決定することができます。

この場合、障がい福祉サービスで支給決定する支給量は、支給決定基準にそって市が必要であると認める量から不足している量を支給決定します。

・利用可能な介護保険サービスの事業所又は施設が身近に無い場合

利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が居住している地域にない、又はあっても利用定員に空きがないなど、当該障がい者が実際に申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合は、当該事情が解消するまでの間に限り、当該障がい福祉サービスを受給することができます。

・介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など

介護保険サービスによる支援が可能な障がい者が介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合で、なお申請に係る障がい福祉サービスによる支援が必要と市が認める場合は、障がい福祉サービスを受給することができます。

・その他やむを得ない事情により、サービス検討会議及び障がい福祉課にてその必要性を認める場合

個別に対応する必要があるため、申請時に障がい福祉課へ相談をしてください。場合によっては介護保険のケアマネジャー等の意見書が必要な場合もあります。

利用者負担について

Q14

利用者負担の見直しは、いつ行われますか？

A14

1年に一度見直しが行われます。居住系サービス（施設入所、グループホーム）日中活動系サービス（通所施設、生活介護等）を利用されている方は毎年7月に、その他のサービスを利用されている方は、受給者証の更新時に見直しが行われることとなります。

Q15

障がい児の負担上限月額はどのように判断されますか？

A15

対象障がい児の保護者の属する住民基本台帳上での世帯で判断します。

Q16

前年に外国に居住しており、前年の収入に基づく税収入がない場合の利用者負担の負担上限月額は、どのようになりますか？

A16

市町村民税の賦課基準日に、地方税法の施行地に住所を有していない者は、課税世帯のうち所得割16万円未満として取り扱うこととなります。

Q17

月の途中で他県から豊田市に転入しました。引き続き障がい福祉サービスを利用したいのですが、負担額はどのようになりますか？

A17

市町村間の住所異動があり、支給決定を行う市町村が異なる場合は、それぞれで負担上限月額を算定します。同一月の市町村間の調整は行われません。

Q18

高等部在学中に18歳になりますが、必要性が認められれば引き続き放課後等デイサービスを利用できると聞きましたが、負担上限月額はどのようになりますか？

A18

引き続き利用が認められた場合、障がい児としてみなし、負担上限月額は世帯の所得状況等から負担上限月額の認定を行います。

Q19

移動支援と放課後等デイサービスを利用しています。6月に18歳になりますが、負担上限月額はどうようになりますか？

A19

市では、1年更新のサービスの負担上限月額は誕生日の属する月に見直しを行っているため、今回の場合は6月に見直しを行い7月から適用となります。

移動支援は障がい者総合支援法に基づくサービスになりますので、18歳以上は本人とその配偶者の所得の状況から負担上限月額の認定を行います。

放課後等デイサービスは児童福祉法に基づくサービスのため、Q18にあるように障がい児としてみなし、負担上限月額は世帯の所得状況等からの認定を行います。そのため、利用されているサービスの種類によって負担上限月額が異なる場合があります。

Q20

受給者証が届き、利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」とありましたが、どういうことを意味していますか？

A20

ひと月の利用が負担上限月額を超過する可能性がある場合は、利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」と記載しています。

複数の事業所を利用した場合、各事業所が負担上限月額まで利用者負担額を請求してしまうと、合計で負担上限月額を超えてしまう可能性があります。そこで利用者負担額を請求しすぎることのないように、利用者負担額を管理する事業所すなわち、利用者負担上限額管理事業所（以下「上限額管理事業所」という）を定める必要があります。

●上限額管理が必要となる判断の目安

- ・受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」と記載されている。
- ・複数の事業所を利用している。
- ・1つの事業所を利用しているが、サービスの種別が異なっている。

このような場合は、上限額管理事業所の設定が必要になる可能性が高いため、障がい福祉課へご相談ください。

Q21

上限額管理の考え方を教えてください。

A21

市では上限額管理について、障がい福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）（国の事業）のみでなく、地域生活支援事業（市の事業）に係る定率負担も含めて利用者負担上限月額の合算対象とし、上限額管理事業者が管理する方法をとっています。（総合上限額管理）

平成24年4月の障がい者自立支援法（平成25年4月～障がい者総合支援法）児童福祉法の一部改正に伴い、利用者負担額については法律ごとで設定されるため、上限額管理も別々に行います。

Q22

移動支援を複数の事業所を利用して毎月15時間程度利用しています。負担上限月額が4,600円なのですが、各事業所に利用料を支払うと4,600円を超えてしまいます。どうすればいいですか？

A22

毎月の利用が、負担上限月額を超えると予想される場合は、利用者負担額を管理・調整する事業所、上限額管理事業所を設定します。

上限額管理事業所になる優先順位

◎障がい福祉サービス・地域生活支援事業

- (1) 居住系サービス（施設入所・療養介護・共同生活援助など）
- (2) 指定特定相談支援事業所（モニタリング期間が毎月ごと）
- (3) 日中活動系サービス（生活介護・就労移行・就労継続など）
- (4) 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護など）
地域生活支援事業（日中短期入所を除く）
- (5) 短期入所・日中短期入所

※原則として対象利用者との契約時間数が多い事業所が上限額管理者になります。

※(4)では、障がい福祉サービスの事業所が地域生活支援事業より優先となります。

今回のケースでは、支給決定の内容が移動支援のみであるとした場合、上限額管理事業所は、移動支援の契約時間数の多い事業所が上限額管理事業所として設定され、利用者負担額の管理・調整を行います。

Q23

移動支援と日中短期入所を利用して4,600円、放課後等デイサービスを利用して4,600円事業所へ支払いました。支払金額に実費は含んでいません。市へ連絡すれば、一部返金してくれると聞きましたが、どのような手続きをすればいいですか？

A23

世帯におけるひと月分の利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、利用者の申請に基づき「高額障がい児通所給付費」「高額障がい福祉サービス等給付費」「高額地域生活支援事業給付費」（以下「高額障がい給付費」という。）として返金する制度があります。

対象となる方には、市から連絡をします。

◎申請時に必要なもの

- ・高額障がい児通所 高額障がい福祉サービス等 高額地域生活支援事業給付費 支給申請書
- ・領収書（原本）
- ・預貯金通帳（受給者本人名義のもの、初回のみ）

Q24

市から「高額障がい給付費」申請の案内が届きました。領収書を紛失したため手元にありません。どうすればいいですか？

A24

利用されている事業所へ領収書の再発行をお願いしてください。

Q25

「高額障がい給付費」申請に必要な領収書は、口座振込みした際の「ご利用明細」でいいですか？

A25

「ご利用明細」では、サービスの種類、利用月、金額の内訳（実費を含んでいるか等）が判断できないため、事業所に領収書の発行をお願いしてください。

Q26

市から「高額障がい給付費」申請の案内が届きましたが、申請できる期限はありますか？

A26

サービスを利用した月の翌月から5年間です。

Q27

双子の小学生で二人とも移動支援を利用しています。利用者負担額はどのようになりますか？

A27

世帯で一つの負担上限月額になるため、それを超えて利用者負担する必要はありません。受給者証にはそれぞれ負担上限月額を記載しているため、まずはそれぞれ負担上限月額までをお支払いください。後日、負担上限月額を超えた金額を「還付金」として返金します。対象となる方には、市から連絡をします。

居宅介護

Q28

家事援助で調理と掃除をしてもらっています。共有スペースの掃除はしてもらえますか？

A28

家事援助はあくまでも利用者本人のための支援であるため、家族等と共有している風呂場やトイレ、居間などの共有スペースの掃除等の支援は原則としてできません。これは、家族等と同居している場合は、家族等も共有して使用していることから、本人のための支援という範囲を超えて家族等に対する支援になってしまうと判断しているためです。

Q29

居宅介護等のサービスにおいて、ヘルパーの2人派遣の基準はありますか？

A29

ヘルパーの2人派遣を認める要件に該当する場合は、ヘルパーの2人派遣が認められます。

※ヘルパーの2人派遣を認める要件

2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、行動援護、ケアスタッフ、生活サポート、移動支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の1から3までのいずれかに該当する場合をとします。

- 1 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
⇒例) 体重が重い利用者に入浴介助等の重介助を内容とする居宅介護を提供する場合、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等
- 2 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3 その他障がい者等の状況等から判断して、1又は2に準ずると認められる場合

移動支援

Q30

移動支援として提供してもらえるサービスの内容は、どのようなものが

A30

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な内容については、以下のとおりとなります。

●移動支援の対象と考えられるサービスの内容

- ・ 外出のための準備（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ・ 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持・金銭の授受等）
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

Q31

移動支援で利用できないサービスの内容は、どのようなものがありますか？

A31

●移動支援に含まれないと考えられるサービス内容

- ・ 学校や塾への通学又は施設（事業所）への通所に係わる移動
- ・ 通勤や営業など経済活動にかかわる移動
- ・ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ・ 通院のための移動
- ・ 社会通念上、不適切な目的のための移動
- ・ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合

Q32

1回のサービス提供時間に制限はありますか？

A32

一日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q33

移動支援を使って、市外の施設へ行きたいのですが可能ですか？

A33

可能です。

Q34

移動支援を利用したいのですが、年齢の制限等がありますか？

A34

移動支援には年齢制限がありません。

移動支援は障がい児・者に対する外出支援を目的にしています。したがって保護者の休養目的での利用はできません。

また、未成年が移動支援を利用する場合には、18歳以上であれば問題がない場所であっても、青少年育成条例等で立ち入りが規制されているような場所等への支援や夜間の時間帯での支援などは、社会通念上、適当ではない外出に該当するため、支援を行うことができません。

Q35

移動支援を同日に複数回利用することはできますか？

A35

可能です。

回数制限はありませんので、同日に複数回に渡って移動支援を利用することができます。また、同日に複数の事業所を利用することもできます。

Q36

移動支援を利用して、プールへ行くことはできますか？

A36

可能です。プールの場所は市内外を問いません。

安全面での観点から、プールでの支援をしている間は、一緒にプールへ入るかプールサイドや見学スペース等から見学をするなどして、活動状況を把握できるように努めてください。

ただし、スイミングスクールなど習い事としていく場合は、塾等と同じように移動支援を利用することはできません。

Q37

最寄り駅でヘルパーと待ち合わせをして、そこから移動支援を利用することはできますか？

A37

可能です。

最寄り駅だけでなく、移動支援の提供事業所などで待ち合わせをして、買い物等の外出支援の終了後に待ち合わせ場所等で解散するということもできます。

Q38

事業所や学校から短期入所事業所への送迎を目的として、移動支援を利用することはできますか？

A38

移動支援では、通勤や通学など移動を目的とした利用はできません。

この場合、事業所や学校から短期入所事業所への送迎を目的としているため、移動支援は利用することはできません。

Q39

移動支援を利用して大型ショッピングセンターへ行きたいです。その際、家族も一緒にショッピングセンターへ行くため（ショッピングセンター内では家族とは別行動）、ショッピングセンターの中でのみヘルパーに支援をお願いすることはできますか？

A39

可能です。

移動支援では、目的地までの移動を支援することを原則としており、目的地で集合する「目的地内での支援にとどまる移動支援」については認めていません。

しかし、大型ショッピングセンターのように、目的地内で長距離の移動をしなければならないなど、その活動内容に合理性が認められる場合は、「目的地内での支援にとどまる移動支援」であっても利用することができます。

プールにおいても、その活動内容に合理性が認められる場合は、「目的地内での支援にとどまる移動支援」であっても利用することができます。ただし、カラオケなどのように室内からの移動がほとんどない場合は、「目的地内での支援にとどまる移動支援」には該当しません。そのため、カラオケボックスに集合してカラオケの活動中のみの利用の場合は、移動支援を利用する事はできません。

なお、自宅からカラオケやボーリングに行き、帰宅するという場合は、移動支援を利用することができます。

このことについては、個別にその活動内容等を勘案して判断する必要があるため、申請時又はサービス利用前に障がい福祉課へ相談してください。

Q40

移動支援を利用して全3回の講座へ参加したいのですが、利用できますか？

A40

可能です。

おおむね3か月以上の習い事等においては、移動支援を利用することはできませんが、今回のケースのような短期的な講座の場合においては、移動支援を利用することができます。

ただし、学校や塾、事業所への通所において移動支援を利用できないのと同様に、月謝などの費用が発生するケースでは移動支援を利用することはできません。

Q41

1泊2日で旅行するのですが、移動支援を利用することはできますか？

A41

移動支援は一日の範囲内で用務を終えるものとしています。宿泊に関して豊田市では、初日のみ、8時間を限度に算定することができます。二日目は利用できません。

日中短期入所

Q42

長期休暇中に放課後等デイサービスの受け入れ時間が午後のため、午前中に日中短期入所を利用することは可能ですか？

A42

同一日の利用を認めていないため、利用できません。

障がい児通所支援

Q43

放課後等デイサービスの事業所の受け入れが、午後からのため、午前中は他の放課後等デイサービスの事業所を利用したいのですが、利用可能ですか？

A43

同一日の障がい児通所支援の複数利用を認めていないため、利用できません。